

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉施設等措置費徴収額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年7月29日付けで行った、児童福祉法（以下「法」という。）56条2項の規定に基づく児童福祉施設等措置費徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張している。

- 1 請求人は、本件入所措置について、児童相談所長から同意を求められておらず、また、通知書も受け取っていない。
- 2 たとえ、本件入所措置時点の本児の親権者が母親であったとしても、本件処分による徴収対象期間（平成31年2月21日から令和元年7月12日まで）の間の本児の親権者は請求人であり、請求人は、本児に係る入所措置に反対の意思を表明していたのであるから、児童相談所長は同措置を解除し、親権者である請求人

の承諾を得るべきであり、承諾が得られなかったならば、法 28 条に基づき家庭裁判所の承認を受けなければならない。

そして、入所措置を行った場合、児童相談所長は、親権者に対して通知するとともに行政不服審査法 57 条に基づき不服申立ての方法等について教示しなければならない。

- 3 以上のとおり、本件処分は違法、無効であるから、請求人に措置費を負担させる根拠がなく、処分は不当である。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 月 8 日	諮問
令和 2 年 2 月 2 1 日	審議（第 4 2 回第 1 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法 50 条は、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」として、同条の 7 号で、「都道府県が、第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第 45 条第 1 項又は第 45 条の 2 第 1 項の基準を維持するために要する費用」を挙げ、また、法 56 条 2 項で、法 50 条 7 号に規定する費用

を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」と規定している。

- (2) 東京都は、法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）1条2項1号において、法56条1項の規定による負担能力の認定及び同条2項の規定による費用の徴収に関する知事の権限を、東京都児童相談センターの長（以下「センター所長」という。本件審査請求における処分庁をさす。）に委任することを定めている。

また、細則33条は、次のように規定している。

- 1項 法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者（以下「本人等」という。）から徴収する費用の額は、別表第1に定める額を限度とする。（別表第1については、別紙参照）
- 2項 前項の費用の徴収に当たっては、センター所長は、本人等の負担能力の認定を行うものとする。ただし、児童相談所長が採った措置及び援助の実施に係る費用を徴収する場合は、当該児童相談所長の調査及び意見に基づき、本人等の負担能力の認定を行うものとする。

- (3) また、東京都は、法27条1項3号の規定により児童福祉施設に入所措置された児童等に係る法56条の規定による費用徴収について、児童又はその扶養義務者の負担能力の認定及び徴収額の決定を適正かつ円滑に行うことを目的として、児童福祉施設等措置費徴収金認定要領（昭和41年7月19日付41民児童発第166号民生局長決定。以下「認定要領」という。）を定めている。

認定要領第2・2・(1)は、「児童の場合の徴収基準は、児童又は扶養義務者の当該年度分（4月から6月までの月分の費用

の徴収については前年度分) 市町村民税及び前年分(1月から6月までの月分の費用の徴収については前々年分) 所得税の課税状況等による階層区分に基づく徴収金基準額(別表第1)とする。」とされている。

認定要領における上記取扱いは、法56条による費用徴収に係る運用基準として、合理性を認めることができるものである。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人が本児の親権者となった平成31年2月21日の翌月である平成31年3月分からの徴収金額の算定について、細則別表第1により請求人の世帯の階層区分を判定するに当たり、児童相談所長から受領した費用徴収調書に添付されていた資料に基づいて、請求人については、前々年(平成29年)分の合計所得金額7,584,090円から社会保険料控除1,242,851円、生命保険料控除35,000円、地震保険料控除5,244円及び基礎控除330,000円、控除合計1,613,095円を控除し、課税所得金額を5,907,000円とした上で、所得税の額を753,900円と算定したこと。また、市民税・都民税(平成30年度分)のうち所得割の額は計594,500円、均等割の額は計5,000円であることが認められる。なお、請求人の扶養者は、いないものとされていることが認められる。

上記のとおり、請求人に係る所得税は753,900円、市民税・都民税のうち所得割の額は594,500円、均等割の額は5,000円であることから、請求人の世帯の階層区分は、細則別表第1の階層区分D7(所得税の額が703,001円から1,078,000円以下でかつ市民税・都民税の課税世帯であって、所得割の額がある世帯)に該当し、児童養護施設への入所措置に係る徴収金基準額(月額)は68,700円となり、本件処分において請求人に通知した徴収金額は、これと同額であることが認

められる。

したがって、本件処分は、本件入所措置に係る費用徴収金額について、処分庁が、法令等の規定に則り、請求人の世帯の負担能力の認定を行った上で適正に行ったものであり、違算等もないと認められるから、何ら違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件入所措置が違法、不当であるため、本件処分により費用徴収はできないと主張する。

しかし、本件処分は、上記2のとおり、法令等の規定に基づき、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、本件入所措置に反対していたなどとして、本件処分は取り消されるべきと主張していることから、この点について、念のため、以下、検討する。

本件処分は、本児の児童養護施設への入所により、東京都が負担した費用の徴収のうち、請求人が本児の親権者となった翌月である平成31年3月分からの措置費について、本児に対する扶養・監護の義務を負う請求人に対して徴収を行うとするものであるから、本件入所措置と本件処分とは、その目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であることは明らかである。

したがって、仮に、請求人が主張するとおり、請求人が本件入所措置に反対していたとしても、そのことをもって、本件処分が違法、不当なものとなるものとは認められない。そして、本件処分自体に違法・不当な点があるとの事実は認められず、また、請求人からそのような主張もない以上、いずれにしても本件処分に取り消すべき理由はないというほかない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）